

会 則 ・ 諸 規 定

目 次

会 則	1
総会運営規程	8
役員候補者選出規程	10
学術委員会規程	12
精度管理委員会規定	13
談話会規程	14
学術研修事業運営規程	15
旅費規程	17
旅費規程運用内規	18
顕彰規程	19
慶弔規程	20
個人情報保護に関する基本方針	21



道北臨床検査技師会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、道北臨床検査技師会（以下「本会」）と称する。

(組織及び事務局)

第2条 本会は、一般社団法人北海道臨床衛生検査技師会（以下「北臨技」）の会務運営上の一地区として組織され、主たる事務所を旭川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、臨床検査技師及び衛生検査技師の知識及び技術の向上と会員の福利厚生並びに相互交流を高めることで職能意識の向上を図り、もって地域保健医療への貢献と道北地区の健康増進及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 公衆衛生の向上に関する事業
- (3) 地域保健の向上に関する事業
- (4) 臨床検査技師及び衛生検査技師の資質向上に関する事業
- (5) 広報等の発行に関する事業
- (6) 衛生思想の普及及び啓発に関する事業
- (7) 臨床検査技能を通じての道北地区の保健事業への参画に関する事業
- (8) 臨床検査の精度保障に関する事業
- (9) 臨床検査に関する調査、研究及び情報の提供事業

(10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、道北地区において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第3章 会 員

（構成員）

第6条 本会の会員は、次の2種とし、北臨技の会員で北臨技組織運営規程に定める道北地区に勤務又は居住する正会員を持って構成する。

- （1）正会員 臨床検査技師又は衛生検査技師で、本会の目的に賛同した者
- （2）特別会員 本会と関連ある領域における学識経験者、又は本会の目的に賛同する個人で、理事会において推薦され承認を得たもの

第4章 役 員

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- （1）理 事 25名以内
 - （2）監 査 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を会計、1名を事務局長とする。

（役員を選任）

第8条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び会計、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 監査は、本会の理事を兼ねることができない。

（役員の職務）

第9条 理事は、理事会を構成し、この会則に定めるところにより、本会の業務執行を決定する。

- 2 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、主務担当を総務及び学術と分担し、会長を補佐し会務の執行を図り、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、予算の編成及び執行、収支報告、会計簿の作成など、本会に必要な会計業務を行う。
- 5 事務局長は、事務局を統括し、本会の運営について会長を補佐する。
- 6 会長、副会長、会計、事務局長及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会の決議による。
- 7 監査は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - （1）会の財産状況を監査すること
 - （2）会の運営及び理事の業務執行の状況を監査すること
 - （3）年1回以上この会を監査し、総会において監査報告を行う。また、財産の状況及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること

（役員の任期）

第10条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の賛成により当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反及び不正行為が認められるとき
- (3) 辞任
- (4) 死亡

2 前項(2)の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(種 別)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会の2種とする。

(定足数)

第14条 総会は正会員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 正会員が総会に出席できないため、別に定める委任状により出席会員を代理人として委任した者は出席とする。
- 3 前項により委任を受けた代理人は、委任状を総会に提出しなければならない。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監査の選任又は解任
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の制定及び変更、改正に関する事項
- (4) 総会において審議することを議決した事項

(開 催)

第16条 定期総会は、年1回開催し、毎年事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長及び理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招 集)

第17条 総会は理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の規程による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時総

会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない会員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、会員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）、目的及び審議事項を示し、少なくとも総会開催日の2週間前までに書面又は電磁的方法により、通知しなければならない。

（議長）

第18条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

（議決権）

第19条 総会の議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第20条 総会の決議は総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であっても、議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。

（1）会則の変更

（2）役員解任

- 3 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第1項及び第2項の規程の適用については、行使した議決権の数に算入するものとする。

（議事録）

第21条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録作成は、出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印するものとする。

第6章 理事会

（構成）

第22条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
3 監査は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（権限）

第23条 理事会は次の職務を行う。

- （1）総会により決議した事項の執行に関すること
（2）総会に付議すべき事項を決定すること

- (3) 総会の決議を要しない会務の執行に関する事
- (4) その他の会務の執行に関する事

(開催及び招集)

第24条 理事会は、年4回以上開催するほか、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(議長)

第25条 理事会の議長は、副会長がこれにあたる。

(定足数等)

第26条 理事会は、構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

2 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第27条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として書面又は電磁的記録により表決を委任することができる。

(先決処理と書面審議)

第28条 会長は、特に緊急必要と認めた場合に限り、理事会の議決事項に関して、これを先決処理することができる。また、すべての理事に書面又は電磁的方法で可否を求め、決議に代えることができる。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 本会の財産は、次にあげるものをもって構成する。

- (1) 北臨技からの事業委託金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 寄付金品
- (5) 別に定める財産目録記載の資産
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第31条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、2か月以内に会長が次の書類を作成し、監査を受けた上で、総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録等

(特別会計)

第36条 本会は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(会計年度)

第37条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 委員会

(委員会の設置)

第38条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について審議し、事業を遂行する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 会則の変更

(会則の変更)

第39条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

第10章 補 則

(委 任)

第40条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(施行細則)

第41条 この会則の施行についての必要な事項は、会長が理事会の議を経て、別に定める。

附 則

1. この会則は、2025年4月13日から施行する。

総会運営規定

（総 則）

第1条 道北臨床検査技師会（以下「本会」）の総会運営は、会則及びこの規程の定めによる。

（司会者、議長）

第2条 司会者は、会長が指名し議長決定までの責任を持つ。

- 2 司会者は、仮議長となって議長を選出する。
- 3 議長は、総会出席総会員の中から1名を選出する。
- 4 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

（総会表決の委任）

第3条 正会員が総会に出席できないため出席会員を代理として表決する場合は、別に定める委任状により委任する。

- 2 前項により委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

（資格審査委員会）

第4条 出席者の資格を審査するため資格審査委員会を設ける。

- 2 資格審査委員会は、総会に出席する正会員の中から選出された3名と総務担当副会長1名をもって構成する。
- 3 資格審査委員長は、委員の互選による。
- 4 資格審査委員会は、会則第14条により構成員の資格を審査し、委員長は資格審査の結果を総会に報告しなければならない。

（議事運営委員会）

第5条 総会を円滑に運営するため議事運営委員会を設ける。

- 2 議事運営委員会は、資格審査委員会がこれを兼ねる。
- 3 議事運営委員会は、次の事項を審議し、その結果を総会に提案する。
 - （1）議事日程の時間の割り振りと変更
 - （2）総会混乱時の収拾、その他事故ある場合の処置。
 - （3）提出議案及び動議に関する取り扱い。
 - （4）その他、議事運営に必要な事項

（書 記）

第6条 議長は議事を記録するため書記を任命しなければならない。

（議長の宣言）

第7条 議長は会議の成立を宣言する。出席者が定数に満たないときは、休憩、散会または延会を宣言する。

2 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

（発言者）

第8条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。

2 議長より指名を受けたときは、発言に先立ち、所属、氏名を明らかにし、発言終了後はその要旨を書面で議長に提出しなければならない。

（議案、動議の提出）

第9条 総会に提案する場合は、次の各号による。

（1） 提案要旨については、必要部数を用意し、総会の40日前までに会長に提出しなければならない。

（2） 修正動議については、あらかじめ文書を印刷し、総会の3日前までに会長に提出しなければならない。

（3） 緊急の事情により総会当日に提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員長に提出しなければならない。

（4） 予算を伴うものについては、修正の結果、必要とする経費を明らかにした文書を添付しなければならない。

（採 決）

第10条 議長は、採決を行うときは、その旨を宣言する。

2 採決は、次の方法の一つとする。

（1） 拍手

（2） 挙手

（3） 起立

（4） 無記名投票

3 議長は採決行った場合、その結果を宣言する。

（発言停止、退場）

第11条 議長は、この規程に違反し、注意に従わない者を発言の停止または退場させることができる。

附 則

1. この規定は、理事会の議決を経なければ改廃できない。

2. この規定は、2014年4月5日から施行する。

役員候補者選出規定

（総 則）

第1条 この規程は、会則第8条による道北臨床検査技師会役員候補者の選出に関する事項を定める。

（委員会）

第2条 役員候補者を選出する機関として役員推薦委員会（以下「委員会」）という）を置く。

- 2 委員会は、委員5名で構成する。
- 3 委員長は、委員の互選とする。

（担当理事）

第3条 委員会に担当理事を置く。

- 2 担当理事は、総務担当の副会長とする。
- 3 担当理事は、理事会との連携を図り、委員会の開催記録、報告を行う。

（役員推薦委員の選出、任期）

第4条 委員は原則、日本臨床衛生検査技師会の会員歴10年以上で、総会の承認を得て会長が任命する。

- 2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合は、補選し、理事会の承認を得る。
- 4 欠員のため補選された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集及び議決）

第5条 会議は、担当理事の承認を得て委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって開催する。
- 3 委員の代理出席は認めない。

（役員候補者の選出）

第6条 委員会は、会則第7条に基づき、以下の役員候補者を選出する。

- （1）理 事25名以内
- （2）監 査 2名

（役員候補者名簿）

第7条 委員長は役員候補者名簿を整理作成し、定期総会の30日前までに会長に提出しなければならない。

（役員の補選）

第8条 役員に欠員が生じ補欠役員を選出する場合は、委員会の推薦に基づき理事会で選任し、次期総会に報告し承認を得るものとする。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(補 足)

第9条 委員は、会議で知り得た事項を、任期中、退任後を問わず、他に漏らしてはならない。

第10条 役員推薦委員が役員候補者なろうとするときは、役員改選期にあたる次期定期総会開催予定日の3か月前までに当該委員を辞任しなければならない。

附 則

1. この規定は、理事会の議決を経なければ改廃できない。
2. この規定は、2025年4月13日から施行する。

学術委員会規定

（目 的）

第1条 この規定は、会則第4条に定める学術及び資質向上等に係る事業を推進することを目的とする。

（組 織）

第2条 本委員会は、会長、副会長、会計、事務局長及び別に定める談話会の代表者をもって構成する。

（委員会の招集）

第3条 本委員会は、学術担当の副会長が招集し、原則年2回開催する。

（委員長）

第4条 本委員会の委員長は、学術担当の副会長が担当する。

2 委員長は、本委員会の議長を務め、また本委員会の業務を統括する。

（業 務）

第5条 本委員会は、次の各号の業務を行う。

- （1）談話会の運営、発展に関すること
- （2）講習会及び研修会、勉強会の開催、広報に関すること
- （3）その他、学術及び臨床検査技師の資質向上に関すること

（議事の決定事項）

第6条 委員長は、本委員会で決定した事項について、会長に具申し、理事会の承認を得なければならない。

（その他）

第7条 この規定に定めないものは、理事会の決議によって別に定める。

附 則

- 1. この規定は、理事会の議決を経なければ改廃できない。
- 2. この規定は、2023年4月2日から施行する。

（目 的）

第1条 当会の精度管理に関する事業を推進することを目的とする。

（事 業）

第2条 精度管理事業とは次の各号をいう。

- （１） 精度管理調査の実施や案内
- （２） 精度管理に関する講習会・セミナーの開催
- （３） 北臨技精度管理セミナー「コスモス」に関する事業
- （４） その他、精度管理に関する事業

（委 員）

第3条 委員会の構成は次による。

- （１） 副会長 1名
- （２） 理事 若干名
- （３） 精度管理委員 若干名

2 委員は合計 10 名以内とする。

第4条 精度管理委員は担当談話会と協議のうえ候補者を選出後、理事会にて承認を得る。委嘱は会長より行う。

2 この委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により決定する。

（任 期）

第5条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

（附 則）

1 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

2 この内規は、2017年4月8日より施行する。

談話会規定

（目 的）

第1条 この規定は、道北臨床検査技師会（以下「本会」）及び会員等の学術及び技術向上に関する事業（講習会、研修会、勉強会等）の開催及び活動の促進を目的とする。

（組 織）

第2条 本会会員の学術及び技術向上に係る事業（講習会、研修会、勉強会等）を推進するため、以下の談話会（専門部会）を置く。

- （1）一般検査カンファレンス（一般検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （2）検査血液勉強会（血液検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （3）病理細胞研究会（病理・細胞検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （4）臨床生理談話会（生理機能検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （5）臨床免疫・化学談話会（免疫・生化学検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （6）輸血談話会（輸血検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （7）微生物研究会（微生物検査を業とする又は研鑽を目的とする会員等が参画する）
- （8）上川北部検査談話会（士別市・名寄市及び近郊町村医療機関等に勤務又は在住の会員が参画する）
- （9）天北地区談話会（稚内市及び近郊町村医療機関等に勤務又は在住の会員が参画する）

（代表者）

第3条 各談話会参画者の総意及び互選等に基づき、談話会代表者1名を置く。

2 談話会代表者の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（運 営）

第4条 談話会活動の運営は、学術委員会規定、学術研修事業運営規定に準じるものとする。

- 2 各談話会へ運営費として年額40,000円を上限として支給する。
- 3 運営費は、原則として講師料、交通費、宿泊料とする。
- 4 運営費は、単年度収支を基本とし、翌年度への繰り越しは行わない。
- 5 公正取引のプロモーションコードに違反するような運営は禁ずる。
- 6 各談話会で予算を超える講習会等を企画した場合は特別講演枠として理事会等にて審議を行い開催の可否を決定する。なお、審議については原則学術委員会を経て理事会で行うが、急な開催の場合は理事会審議もしくは四役決済とすることができる。また、特別講演枠の審議の結果等については各談話会代表に学術担当副会長より報告をすることとする。

（その他）

第5条 この規定に定めないものは、理事会の決議によって別に定める。附 則

1. この規定は、理事会の議決を経なければ改廃できない。
2. この規定は、2025年4月13日から施行する。

(総 則)

第1条 この規定は、道北臨床検査技師会（以下「本会」）の学術研修事業として、講習会、研修会、勉強会等の開催、運営について必要な事項を定める。

(企画、立案)

第2条 談話会等主催の学術研修事業は、各談話会の代表者が企画、立案し、学術担当副会長を経由し、会長宛てに提出する。

2 北臨技事業及び合同主催を希望する場合は、年度事業計画を以て北臨技教育研修機構事業申請の手続きが必要であるため、原則、前年度12月までに次年度講習会等の企画書及び予算書を学術担当副会長に提出し申請する。

3 本会主催による開催は、当該年度の学術委員会までに企画書を学術担当副会長に提出し申請する。また、学術委員会開催後に予算を超える講習会などを企画した場合、特別講演枠として企画することができる。

4 前項の企画、事業は、理事会の議を経て、主催の種別、振り分けを決定する。

(運営、案内、募集)

第3条 事業の運営、案内等は、学術担当副会長及び会則第7条(1)号の理事、各談話会の代表者が主体となて行う。

2 日臨技生涯教育研修制度の対象となる事業は、「日臨技生涯教育研修制度対象講座」及び教科の別、点数を明記する。学術研修事業の開催について北臨技ニュースへ掲載する場合、学術担当副会長へ申請締め切りは毎月15日とする。

3 募集予定人数の限られた事業は、正会員を優先とする。

(謝 金・旅費)

第4条 本会主催事業における講師の謝金及び旅費（交通費・宿泊費）は、次の各号の通りとする。

(1) 講師料

① 臨床検査技師	10,000 円
② 医 師	20,000 円
③ 他の医療職種または有識者	20,000 円

(2) 講師料は、原則として1講演1時間程度とし、25分以上30分未満の場合は半額とする

(3) 講師料は、原則申請時間とする

2 旅費に関しては旅費規定に準ずる。

3 第1項の上限を超える場合は、四役が判断し、理事会の承認を得るものとする。

(実務委員手当)

第5条 保健医療や公衆衛生等に係る公的、または他団体主催の事業及び講習会等の開催における本会実務委員に支給する手当について定める。

(1) 支給金額

① 一事業1日1回 5,000円

② 前号①において昼食を必要とする場合 6,000円

③ 交通費は実費を支給する。なお、在勤地及び居住市町村内の移動については対象としない。

(講習会等の受益者負担)

第6条 この規定は、本会主催の講演会、講習会等の受益者負担金(参加費)について定める。

(1) 参加費

① 参加費は、原則無料とするが、会場費・備品にかかる経費がある場合は参加費を徴収することができる。

② 非会員の参加費は、原則1,000円を徴収する。但し、WEBで開催した場合の参加費は無料とする。

③ メーカー等の参加費は、本会依頼は無料とし、その他は前号①と同様とする。

④ 他の医療職も前号①と同様とする。

⑤ 学生及び生徒については、参加費は無料とする。

(取扱の特例)

第7条 その他特例の事情により、この規定によることができないものは、理事会で協議し決定する。

附 則

1. この規定は、理事会の議決を経なければ改廃できない。

2. この規定は、2023年4月2日から施行する。

旅 費 規 定

（総 則）

第1条 この規程は、道北臨床検査技師会の役員その他の者が会務のために行動する場合に支給する旅費について定める。

第2条 旅費は、順路により定める。

（旅費の種類）

第3条 旅費の種類は、交通費、食事料及び宿泊料とする。

2 前項の支出額は別表（Ⅰ）旅費支給基準による。

3 道内の移動において会長が特別に認めたものは上記の限りでない。

（旅費の制限）

第4条 時宜により、旅費の一部若しくは全部を支給しないことが

ある。別 表（Ⅰ） 旅費支給基準

交通費	公共交通の運賃実費	1. 原則、市内交通費は支給しない。 2. 市外はJR料金またはバス料金を基準とする。 3. 航空利用は道外のみとし、普通席実費運賃を支給する。 4. 道内においても会長が認めたものはこの限りでない。
食事料	朝食 1,000円 昼食 1,000円 夕食 1,000円	会が食事を用意する場合は支給しない。
宿泊料	1泊 10,000円 以内	当日中(6時～22時)往復不可能な行動には宿泊料を支給する。

別 表（Ⅱ） 理事旅費支給基準

旭川市内に勤務又は居住する役員	原則、市内交通費は支給しない。
旭川市以外に勤務し、居住する役員	公共交通の運賃実費。

旅費規定運用内規

（総 則）

第1条 この内規は、道北臨床検査技師会（以下「本会」）旅費規程の運用に必要な基準等を定める。

（基準料金）

第2条 JR料金またはバス料金は、以下の基準による。

- （1）JRの場合：往復料金＋3,000円
- （2）バスの場合：往復料金＋3,000円

（当日中の定義）

第3条 旅費規程の別表（I）旅費支給基準の「当日中」とは、自宅出発時間が6時以降で帰宅時間が22時以前の行動をいう。

（宿泊基準）

第4条 原則として宿泊のための施設は本会が用意するが、それ以外の場合は宿泊費として10,000円を支給する。

- （1）本会が用意した宿泊施設以外に宿泊する場合は、宿泊施設の料金を上限とした実費を支給する。
- （2）本会が宿泊施設を用意しない場合は、10,000円を支給する。

（タクシーの利用）

第5条 次の各号においてタクシーの利用を認める。その場合は領収書との引き換えにて支給する。

- （1）公共交通機関の運行時間外の時。
- （2）会長がタクシーの利用を必要と認めたとき。

附 則

- 1. この内規は、理事会の議決を経なければ改廃できない。
- 2. この内規は、2026年4月11日から施行する。

顕彰規定

（目的）

第1条 この規程は、道北臨床検査技師会（以下「本会」）の顕彰について必要の事項を定め、本会の発展に寄与した者に対し、その業績を讃え、もって臨床検査の普及、向上に対する意識の高揚に資することを目的とする。

（顕彰の対象）

第2条 本会の運営等について業績が顕著であったと認められる正会員に対して行う。

2 前項にかかわらず理事会が特に必要と認めるときは、正会員以外の者に対して顕彰することができる。

（顕彰者）

第3条 顕彰は会長が行う。

（顕彰の種類）

第4条 顕彰の種類は、次の通りとする。

（1）永年会員表彰

本会の会員として、満55歳以上に達した者。但し、表彰年の3月31日でこの基準を満たすこととする。

（2）功労賞

永年臨床検査技師として精励し、本会の活動、運営等に顕著な功績のあった者。

（推薦・決定）

第5条 選考基準に基づき推薦し、理事会で決定する。

（顕彰の時期・方法）

第6条 顕彰の方法は、次の通りとする。

（1）顕彰者には、定期総会後に表彰状を授与する。

（2）顕彰に当たっては副賞を添えるものとする。

（顕彰の事務）

第7条 顕彰に関する事務は、事務局がこれを行う。

附 則

1. この内規は、理事会の議決を経なければ改廃できない。

2. この内規は、2023年4月2日から施行する。

慶 弔 規 定

（総 則）

第1条 この規定は、道北臨床検査技師会の慶弔について定める。

（種 目）

第2条 この規定でいう慶事とは、会員の受賞、結婚等に付随した祝事をさし、弔事とは会員の死亡をいう。

（慶弔の表現）

第3条 会員の慶事には慶意を、弔事には弔意を道北臨床検査技師会としてあらわす。

（連絡の義務）

第4条 慶弔の事例の発生にあたっては、会員、施設連絡責任者等が道北臨床検査技師会事務局あてに連絡するものとする。その際、ホームページ上の慶弔連絡票の使用も可能とする。

（経費の負担）

第5条 慶弔に関する費用は、道北臨床検査技師会の負担とする。

2 事後の連絡であっても、社会通念上の日程の概念を損なわない限り、慶弔に関する費用は道北臨床検査技師会の負担とする。

3 慶弔に係る執行は、以下の通りとする。

- | | |
|----------------|------------------|
| （1） 会員の受賞等 | 祝電 |
| （2） 会員の結婚 | 祝電 |
| （3） 会員の死亡 | 香典 20,000円、供花、弔電 |
| （4） 会員の配偶者死亡 | 香典 10,000円、供花、弔電 |
| （5） 会員の同居扶養者死亡 | 弔電 |

（不測の処理及び会長専決事項）

第6条 この規定に定めのない事項の発生にあたっては、四役の議を経てこれを処理する。但し、会長が緊急に必要と認めた場合は専決処理することができる。この場合、会長は理事会へ報告しなければならない。

2 会長が会の運営上、特に必要と認めたときは、対象が会員以外であっても専決処理することができる。この場合、会長は理事会に報告しなければならない。

附 則

1. この規定は、理事会の議決を経なければ改廃できない。
2. この規定は2021年5月1日から施行する。

道北臨床検査技師会における個人情報の保護に関する基本方針

1. 基本方針

道北臨床検査技師会は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、会員の個人情報を適切に取り扱います。

2. 個人情報の収集、利用及び提供について

個人情報の収集及び利用・提供は、事前に目的を明確にした範囲内でのみ行うとともに、本人の事前同意を確認できる適切な方法で行います。

3. 開示、訂正請求等への対応について

本人からの個人情報に関する開示請求や個人情報の誤り及び変更、訂正等の要求があった場合は、可及的速やかに対応します。

4. 個人情報の適正管理について

- 1) 個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守します。
- 2) 収集した個人情報の適切な安全管理に努めます。
- 3) 本会が開設するホームページの運用や本会業務の処理に際しては、保有個人情報を取り扱う情報システムへの不正アクセス、情報漏えい、記録媒体の紛失等を防止するために必要な措置を講じます。

2014年4月5日

2017年4月8日改訂

2026年4月11日改訂